

残留検だより



第5号

発行日：2021年1月1日

発行：JA 全農 営農・技術センター 残留農薬検査室

〒254-0016 神奈川県平塚市東八幡 4-18-1

電話：0463-22-1902

メール：zz_zk_zanken@zennoh.or.jp



残留基準値改正のお知らせ

12月9日付で以下の農薬の残留基準値が改正されました。

●イマザピル（除草剤、商品名：アーセナル）

- ・インポートトランスへの対応のため、大麦の基準値が追加、一部の畜産食品の基準値が上方修正

●オキシリニック酸（殺菌剤、動物用医薬品、商品名：スターナ）

- ・未成熟とうもろこし及びトレビスへの適用拡大に伴う基準値の追加、変更
- ・とうもろこし、その他のキク科野菜、茶に基準値が設定
- ・だいこん類の根、カリフラワー、エンダイブの基準値が下方修正
- ・だいこん類の葉、レタス、ねぎ、あんず、うめの基準値が上方修正
- ・ももの分析部位が「果皮及び種子を含む」に変更になり基準値も上方修正

●トルピラレート（除草剤、商品名：ブルーシア）

- ・とうもろこしへの適用拡大に伴い、とうもろこしに基準値が設定（従前は非農耕地用）

これらの基準値のうち、従前より小さな値に変更された基準値、及びもものように分析部位が変更になった基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（2021年12月9日）から適用されます。詳細は

<https://www.mhlw.go.jp/content/000703203.pdf>

でご確認ください。

残留農薬用語集（その3）

「ARfD（急性参照用量）」とは？

今回は、「ARfD（急性参照用量）」について説明します。

前回説明した「ADI（一日許容摂取量）」は、農薬を含む食品を毎日摂取しても問題のない量であり、これをもとに残留基準値を設定していますが、人は特定の食品を短期間に大量に摂取することがあるため、そのときの農薬の健康に与える影響も考慮に入れる必要があると考えられます。

このため、2014年より短期（24時間またはそれより短時間）に大量の残留農薬を摂取した場合の評価を行うこととなり、その結果から導かれるのがARfDです。

短期間に農薬を摂取したときの毒性試験を行い、ADIのときと同様に（詳しくは「残留検だより 第3号」参照）「無毒性量」を求め、安全係数として100分の1としたものをARfDの数値とします。

ADIやARfDから残留農薬基準を設定するためには、日本人の平均食品摂取量を求める必要があります。ADIの場合は、一日当たりの平均的な摂取量を使用します。例えばりんごの場合は、一日平均24.2gとなりますが、通常の大きさのりんごは約300gあるため、24gといえばほんの一切れです。毎日りんごを食べる人はあまりいないので、平均するとこの程度の量になります。一方、ARfDの場合は短期間（一回または数回の食事）で摂取する最大量を求めます。りんごの場合、1回の食事で1個食べる可能性もあるため、1個の重さに近い256.8gを最大摂取量としています。

昨年12月8日に春菊からイソキサチオンという農薬が9ppm（基準値の180倍）検出されたことが報道されました。この春菊を20g食べると健康影響が出る可能性があるとの発表がありましたが、イソキサチオンのARfDが0.003mg/kgであるため、体重60kgの人が1食で0.18mg（0.003×60）のイソキサチオンを摂取した場合に健康に影響が出る可能性があるということになります。

春菊の残留濃度は9ppmのため、体重60kgの人が春菊20g（0.18×1000÷9）以上食べるとARfDを超えてしまい健康に影響が出る可能性があるということです。

編集後記

2021年を迎えました。本年も「残留検だより」を発行しますので、よろしくお願いいたします。

さて、「残留検だより」第4号の「残留基準値改正のお知らせ」に誤りがありました。

「ピジフルメトフェン」について、「国内登録なし」としておりましたが、実際は11月16日付で農薬登録を取得しておりました。お詫びして訂正いたします。